

令和7年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

令和7年9月26日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(11名)

1番	溝 部 真紀子	2番	齋 藤 文 夫
3番	中 川 靖 広	4番	小 城 世 督
5番	伴 吉 晴	8番	井 上 卓 也
9番	横 田 敏 文	10番	宮 崎 和 彦
11番	濱 真理子	12番	木 澤 正 男
13番	奥 村 容 子		

1, 欠席議員(1名)

7番 嶋 田 善 行

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 福 田 善 行 係 長 吉 川 也 子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中 西 和 夫	副 町 長	加 藤 恵 三
教 育 長	山 本 雅 章	総 務 部 長	西 卷 昭 男
総 務 課 長	松 岡 洋 右	政策財政課長	中 尾 歩 美
税 務 課 長	真 弓 啓	住民生活部長	中 原 潤
住民生活部次長	北 典 子	福 祉 課 長	大 塚 美 季
国保医療課長	猪 川 恭 弘	都市建設部長	上 田 俊 雄
建設農林課長	田 口 三十士	会 計 管 理 者	安 藤 晴 康
教 育 次 長	本 庄 徳 光		

---

1, 議事日程

日 程 1. 建設常任委員長報告について

日 程 2. 厚生常任委員長報告について

日 程 3. 総務常任委員長報告について

日 程 4. 決算審査特別委員長報告について

日 程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日 程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 発議第 8 号 軽度・中等度聴覚障がい児等の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書について

追加日程 2. 発議第 9 号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書について

追加日程 3. 研修会への参加派遣について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

なお、嶋田議員から、欠席の通告を受けております。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設常任委員長報告についてを議題とし、建設常任委員長の審査結果報告を求めます。

2番、斎藤委員長。

○建設常任委員長（斎藤文夫君） それでは、開会中の9月16日に開催した建設常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

まず、本委員会に付託された議案については、ありませんでした。

次に、継続審査、（1）都市基盤整備事業に関することについては、いかるがパークウェイ整備促進に関する奈良県や国に対する要望活動について、7月9日に奈良県知事及び関係部局、7月10日に近畿地方整備局長及び奈良国道事務所長、7月16日に国土交通省及び財務省へ要望活動を行い、計画的な事業促進や五百井・興留区間の早期供用開始及び供用目標の公表、資材価格等の高騰等の影響を適切に反映した予算の満額確保について要望したと報告がありました。委員より質疑等はありませんでした。

継続審査、（2）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについては、ひとつ目、奈良大学との連携による古墳の測量調査について、二つ目、斑鳩町文化財活用センターの展示会「龍田城－片桐且元が築いた城－」の開催について、展示会の趣旨や概要について報告がありました。委員より、三井の古墳の名前について、来年の大河ドラマの主人公と関係がある大和郡山市とのタイアップについての質疑があり理事者より答弁されています。

次に、各課報告事項について、（1）議案第42号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）については、当委員会所管に関する事項の報告を受けました。

委員より、地権者との交渉に必要となる旅費について、測量設計委託料の内容について、測量設計する道路の位置について、町道309号線拡幅工事に関する予算を補正する理由についてなどの質疑があり理事者より答弁されています。

（2）三代川河川改修工事について、今年度の工事について奈良県より情報提供があり

ましたので、その内容について説明がありました。

委員より、詳細設計完了時期について、周辺地区の下水道の整備について、河川改修工事後の道路について、三代川に架かる橋について、道幅について、暗渠にしない理由についての質疑があり、理事者より答弁されています。

(3) 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、本事業の進捗状況として、今後の建築工事のスケジュールについて、10月から、宿泊棟10棟及びカフェ・マルシェ棟の建築工事に着手する予定で、来年2月末には、すべての建物が完成する予定と報告がありました。委員より質疑等はありませんでした。

次に、その他について、委員より、井堰改修に対する県の補助率について、米作の現状について質疑があり、理事者より答弁されています。

最後に、継続審査の取扱いを確認し、建設常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程2. 厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

11番、濱委員長。

○厚生常任委員長（濱真理子君） それでは、開会中の9月17日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、本委員会に付託されました町長提案の3議案については、すべて満場一致で原案どおり可決すべきものと決しましたことを報告いたします。

まず、議案第43号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額に、それぞれ111万1千円を追加し、27億8,011万1千円とするものです。

次に、議案第44号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、保険事業勘定については、歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,320万6千円を追加し、28億3,459万6千円とするもので、また、介護サービス事業勘定については、歳入歳出予算の総額に、それぞれ15万8千円を追加し、1,835万8千円とするものです。委員から、介護保険給付費準備基金の残高について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第45号 令和7年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

について、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 160 万 7 千円を追加し、6 億 7, 020 万 7 千円とするものです。

次に、陳情第 1 号 要望書についてです。陳情の趣旨は軽度・中等度聴覚障がい児への補聴器購入助成制度に関して、成長に伴う耳あての交換や補聴器の修理費を助成対象に加えること、クロス補聴器を購入助成対象に加えること、18 歳以上の軽度中等度聴覚障害者を助成対象者とすることについて、町に対して検討をお願いしたいとの要望です。

委員にご意見をお聞きしたところ、要望の内容についてはよくわかるが、18 歳以上の成人を対象とするということに関して等、町だけで予算措置することは難しいので、趣旨採択とし、県に意見書を送るのがよいのではないかとの意見があり、陳情第 1 号は、満場一致で趣旨採択すべきものと決し、委員会発議で意見書を本日、追加上程することとなりました。

次に、継続審査では、2 点報告がありました。

1 点目は、一般廃棄物の自区内処理に向けた取組みについてです。

令和 7 年 3 月の本委員会で報告のあった生駒市へ可燃ごみを搬入するための協議について、生駒市と一般廃棄物（可燃ごみ）の処理に関する協定書を 10 月 1 日に締結する運びとなり、可燃ごみ処理に関する概要について報告がありました。

委員より、可燃ごみ以外のごみの処理方法について、耐用年数について、現状とのコスト比較について、処理施設の突発的な修繕費用について、長年の課題であった自区内処理に向けて協定が整ったこと等について、質疑、意見があり、理事者より答弁されています。

2 点目、斑鳩町食品ロス削減推進事業所認定制度の創設についてです。

本制度は、食品ロス削減に取り組む飲食店等を、斑鳩町食品ロス削減推進事業所として認定し、住民の意識啓発を図り、食品ロスの削減を進めるもので、10 月より募集を進め、来年 3 月には、認定事業及び認定事業所を住民の方に周知する予定のことです。

委員等より、周知方法について、追加認定について、認定要件の内容について、認定事業所の費用負担等について、質疑、意見があり、理事者より答弁されています。

次に、各課報告事項として、議案第 42 号令和 7 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）について、当委員会が所管する事項の報告をうけました。

委員より、過去に交付した障害者福祉サービス給付費の国及び県の負担分の返還について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、その他についてでは、敬老会の来場者数等について質疑があり理事者より答弁されています。

最後に、継続審査の取扱いを確認し、厚生常任委員会を閉会しました。

以上が当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますのでご覧いただきますようお願ひいたしますと、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3. 総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

4番、小城委員長。

○総務常任委員長（小城世督君） 令和7年9月18日に開催いたしました総務常任委員会の審査の概要について、ご報告申しあげます。

はじめに、1. 付託議案について、本委員会に付託されました4議案のうち、議案第40号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例については、賛否の討論の後、賛成多数で可決すべきものと決しました。それぞれの反対意見、賛成意見の要旨をご報告すべきところですが、本日の本会議において討論の申し出がありますので、割愛をさせていただきます。それ以外の3議案は、満場一致で可決すべきものと決しました。

まず、議案第39号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本議案は、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用ポスターおよびビラ作成に係る公費負担額の上限を引き上げるもので、委員より、国の法令が改正された場合の町条例改正の必要性について、質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第40号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてです。

本議案は、地方税法等の改正により、個人町民税における特定親族特別控除の創設、加熱式たばこの課税方式の見直し、公示送達制度にインターネットを用いた方法の導入等です。委員より、公示送達の方法について、プライバシー保護への懸念について、改正にともなう影響額等について質疑があり、理事者より答弁されています。

続いて、議案第41号 令和7年度中央体育館移動式バスケットゴールの取得についてです。

本議案は、更新のために取得する移動式バスケットゴールについて、予定価格が700万円を超えることから、議会の議決を求めるものです。契約金額は849万2千円で、スポーツ振興くじ助成金の活用により、600万円補助がされることです。委員よ

り、移動式バスケットゴールの使用頻度について、入札の応札額について、規格について、収納方法や安全性等について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第42号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてです。

本議案は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億5,524万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ115億1,430万9千円とするものです。

主な内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援策や、町道309号線の拡幅整備に係る測量設計等の実施、学校のゼロトラストネットワーク環境等の構築、決算剰余金の確定などに関する補正です。委員より、ゼロトラストネットワーク導入のメリットについて、人事情報総合システム改修業務について、斑鳩西小学校のエレベーター設置について、駒塚古墳排水整備等について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、2. 繼続審査、学校教育環境についてです。

8月の委員会で報告があった答申内容に即し、斑鳩町と斑鳩町教育委員会との連名により作成された学校施設適正規模等基本構想（案）の概要について、説明がありました。

本基本構想における学校の適正規模・適正配置等に関する方針として、答申内容に即し、現行の3小学校2中学校を維持する方針が示され、また、新たに策定される学校施設等長寿命化計画については、今年度中に、策定を行いたいと考えているとのことでした。委員より、アンケート結果の分析及び統合案の検証について、統廃合のメリット・デメリットについて、建て替えや改修に伴う国の補助等について質疑や意見があり、理事者より答弁されています。

3. 各課報告では、口頭報告として、令和7年10月1日採用の職員採用試験の結果について、公用車（消防ポンプ車）の事故について、協働のまちづくり事業の見直しについて報告がありました。

4. その他では、11月実施の斑鳩町議会議員補欠選挙および斑鳩町長選挙について質疑があり、理事者より答弁されています。

以上をもちまして、総務常任委員会のご報告とさせていただきます。詳細につきましては会議録をご参照ください。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程4. 決算審査特別委員長報告についてを議題とし、決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

9番、横田委員長。

○決算審査特別委員長（横田敏文君） 決算審査特別委員会の委員長報告をさせていただ

きます。

本会議から付託を受けました、認定第2号 令和6年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、および、認定第3号から第7号までの令和6年度各特別会計・企業会計決算についての6議案を、9月9日と10日の2日間にわたり審査を行いましたので、その概要と審査結果について報告をします。

最初に、代表監査委員から、決算審査意見書等にもとづき、各会計の決算状況について関係法令に準拠して作成されていることを報告いただきました。

次に、健全化判断比率等及び一般会計歳入全般、一般会計歳出及び各会計について、それぞれの説明を受けた後、審議を行って、審査を進めました。

審査にあたっては、委員から数多くの質疑、意見等がありました。本日の報告では、その内容を省略させていただきますが、会議録に整理させていただきますので、ご覧いただきますようお願いをいたします。

審査の結果につきましては、認定第3号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、および認定第5号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案は賛否の討論の後、賛成多数で認定すべきものと決しました。

それぞれの反対意見、賛成意見の要旨をご報告すべきところですが、本日の本会議において討論の申し出がありますので割愛をさせていただきます。それ以外の4議案は、満場一致で認定すべきものと決しました。

以上が、決算審査特別委員会の審査の概要と結果です。

詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いします報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして、表決を行ってまいります。

初めに、議案第39号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第40号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について賛否の討論を要するとの申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） それでは、議案第40号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について反対意見を申しあげます。

本議案の主な改正内容のうち総則関係内の改正について意見を述べます。

公示送達については、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正が行われ、インターネットを用いる公示方法により不特定多数の者が閲覧できるようになります。これまで公示送達、通知が届かない人については氏名、住所、何の税が対象かという個人情報が町の掲示板に掲示されてきましたが、今回の改正により、今後はそれをインターネットで公開することになります。改正前でも個人情報保護の観点から問題があると思いますが、さらにインターネットで公開することにより、全世界に情報を発信することになってしまい、プライバシーの侵害に繋がると危惧しています。改正による個人情報の公開が向上につながるとは期待薄ではないか、また、インターネットでの公開が公示送達の当事者が知らないうちに広がるなどの事態にもなりかねないなど、改正には慎重な対応が必要と思います。

町としては法改正に伴い、条例改正を行わなければならない立場であります。私は申しあげました理由により、議案第40号の反対意見とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） それでは、議案第40号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例の賛成を述べさせていただきます。

今回の条例改正は、令和7年度地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたこと等に伴って、所要の改正が行われるものであります。

反対意見で述べられた公示送達制度は、書類の送達が不可能である場合においては、所定の公示手続きを取り、一定期間が経過した後においては、書類の送達があったものとみなし、法的効果を生じる制度であります。

この改正は、地方税法の改正に伴うものであり、国が進めるデジタル化政策により、他の個別法においても、同様に公示送達制度の見直しが行われています。

改正後は、町のウェブサイト等に表示する方法のほかに、従来と同じ町の掲示場に掲示する方法、または町の事務所に設置したパソコンによる閲覧の方法により行うこととなります。

これは、デジタル社会に対応していくための改正であり、私は、社会経済情勢の構造変化に対応するものと認識しています。

以上のことから、議案第40号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について賛成するものです。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願ひ申しあげます。

○議長（中川靖広君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。

よって、議案第40号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第41号 令和7年度中央体育館移動式バスケットゴールの取得についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第42号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第43号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ござ

いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第44号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第45号 令和7年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、満場一致で可決されました。

次に、認定第2号 令和6年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号については、満場一致で認定されました。

次に、認定第3号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 認定第3号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入

歳出決算の認定についての反対意見を申しあげます。

令和6年度は国民健康保険税率の改定が行われ、値上げとなりました。県は令和6年度に県下すべての市町村の保険税率を統一するとし、市町村に対して保険料率の基準を示してきました。今回の改定では、介護納付金分が所得割、均等割ともに引下げとなるほか、医療分の平等割が引下げとなるものの、一方で医療分の所得割と均等割が引上げ、また後期高齢者支援金分では所得割、均等割、平等割すべてが引上げとなりました。国民健康保険から団塊世代が後期高齢者医療へと移行し、被保険者数が減っていますが、ひとり当たりの医療費は増加し、今後もその傾向は続くとみられ被保険者の負担増となってきます。

これまでより異議・反対・要望を申しあげていますが、国民健康保険特別会計については破綻しており、増える給付費を被保険者の税負担繰り返し増額では限界がきています。この解消策は、国が以前のように、事務費も含めておよそ5割という財政負担を行うことが求められていますが、それに応じないばかりか、県に対しての横暴な押し付けを続けるなど、被保険者への対応は決して温かい物とは言えません。

県は一般会計からの繰入れを行ってはいるものの、国に合わせて一般会計からの繰入れを原則禁止とする勝手なルールを市町村に押し付け、市町村の裁量を奪い、それが被保険者の負担増の一因となっています。私は、これまでにも、国に対しては財政的な負担を元に戻すように求めるとともに、県に対しては市町村の手足を縛るような運営の改善を求めてきました。町におかれましては、国・県の圧力をはねのけ、一般会計からの繰入れをはじめ、町としてできる被保険者の負担軽減に努めていただくことを強く要望いたします。

以上のことから、認定第3号については賛成できないことを申しあげ、私の反対意見といたします。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。

8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） 認定第3号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

国民健康保険では、国民健康保険が公的医療制度として、安定的な運営が図られるよう、奈良県が財政運営の責任主体となり、令和6年度からは保険料率などが統一されているところであります。

このような中、令和6年度では、単年度収支がおよそ693万円の黒字となり、収支

の均衡がとれた決算となっていることから、一定の評価ができるものと考えるところであります。

町には、今後も、医療費の抑制を図り、また収納対策をより強化されるなど、一層の国保財政の健全化に努めていただくことを強く要望いたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。

議員皆様には、ご賛同のほどよろしくお願ひします。

○議長（中川靖広君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。

よって、認定第3号については、賛成多数で認定されました。

次に、認定第4号 令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号については、満場一致で認定されました。

次に、認定第5号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、認定第5号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

令和6年度は保険料率の見直しが行われ、均等割では50,500円から51,400円へ、また所得割では9.93%から10.53%へと引上げとなり、ひとり当たり、年間で7,842円の値上げとなりました。

さらに、今回の値上げに加算して被保険者ひとり当たり年間で629円の負担が課せられています。これは、出産育児一時金のための財源をまかなうために盛り込まれたも

のです。少子化が加速するなかで子育て支援策は必要ですが、その財源を後期高齢者に對して一律に求めるのは無理があり容認できません

この負担増については国が議論すべきことですが、税金の使い方を見直せば財源は捻出できると考えます。後期高齢者医療だけでなく、国民健康保険についても値上げではなく、被保険者の負担軽減を図るためにも、被保険者の負担増となる令和6年度のこの会計予算については、賛成できません。この後期高齢者医療特別会計については、なかなか町の裁量が及ばないことは理解していますが、被保険者に寄り添う施策を願って私の反対意見とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。

8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） 認定第5号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を申し述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、法令の規定により、県内のすべての市町村で構成された広域連合が運営主体であり、県全体の医療に要する費用の推計をはじめ、保険料率にかかる事項は、すべて広域連合において決定がなされるものであります。

また、広域連合においては、将来の医療給付の増加に伴う保険料負担も考慮しながら、剰余金を活用し、保険料の上昇を抑制されており、被保険者への配慮もなされております。

市町村は、本特別会計を設置し、町民の身近な窓口として、保険料の徴収事務、その他各種申請の事務を行っているもので、適正に処理されているものと認められます。

このことから、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、特段に反対する理由もなく賛成するものであります。

議員皆様のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。

よって、認定第5号については、賛成多数で認定されました。

次に、認定第6号 令和6年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、満場一致で認定されました。

次に、認定第7号 令和6年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、満場一致で認定されました。

次に、陳情第1号 要望書についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり趣旨採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については、満場一致で趣旨採択されました。

ここでお諮りします。

皆さまのお手元に配布しております、追加日程1. 発議第8号 軽度・中等度聴覚障がい児等の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書について。追加日程2. 発議第9号「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第8号、追加日程2. 発議第9号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第8号 軽度・中等度聴覚障がい児等の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番、濱委員長。

○厚生常任委員長（濱眞理子君） 発議第8号について、説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

#### 発議第8号

#### 軽度・中等度聴覚障がい児等の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和7年9月26日提出

厚生常任委員会

委員長 濱 真理子

それでは、意見書の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

#### 軽度・中等度聴覚障がい児等の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書

軽度・中等度難聴児は、会話音はもとより環境音の聞き取りにおいて、高度難聴とは異なる固有の課題を有しています。軽度・中等度という言葉であっても、深刻でないとは言えません。

奈良県では、軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対する助成制度がありますが、補聴器を装用するためには補聴器とは別にイヤーモールド（耳あて）が必要となります。身体の成長が著しい幼児期から青年期においては、幼児期なら半年に1回、小学生なら1年に1回の頻度で作り直しが必要と言われています。また、昨今の酷暑の影響もあり、汗をかき補聴器内部にさびが発生し不具合が生じることも頻繁にありますが、奈良県の軽度・中等度難聴児補聴器購入助成制度では、成長に伴うイヤーモールド交換を含め、修理費については、現在、助成対象には含まれておりません。

また、特に言語習得期の幼児期や、小・中・高校と集団の中でコミュニケーションを交わし社会性を身につける年齢層の一側性難聴児童・生徒にとって有用な機器と言われているクロス補聴器についても、現在、助成対象に含まれておりません。

さらに、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成制度は、県下の18歳未満の難聴児を対象とした制度であり、18歳以上の障害者手帳を持たない難聴者は、高価な補聴機器を全額自費で購入しなければなりません。

身体障害者手帳を持たない軽度・中等度難聴にも障害者総合支援法のルールを拡大し、障害程度による差や地域差がないように、全国で統一した支援制度を適用すべきです。奈良県においては、国に対して、統一した支援制度を求めるとともに、聴覚障がい児・

者の教育的・社会的参加の促進のため、補聴器購入助成制度の改善の検討をしていただきたく、以下のとおり要望します。

記

- 1 購入助成対象の項目に、成長に伴うイヤーモールドの交換や補聴器の修理費を含めること。
- 2 クロス補聴器を購入助成対象とすること。
- 3 18歳以上の軽度・中等度聴覚障害者を対象とした補聴器購入助成制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月26日

奈良県斑鳩町議会

以上をもちまして、発議第8号 軽度・中等度聴覚障がい児等の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書についての提案説明とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をよろしくお願い申しあげます。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号については、満場一致をもって可決されました。

本意見書は、関係機関に送付します。

次に、追加日程2. 発議第9号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 発議第9号について、説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

発議第9号

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書について  
標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求める

令和7年9月26日提出

議会議員

溝部 真紀子

奥村 容子

それでは、意見書の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

### 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

58年間、死刑囚として苦しめられてきた袴田巖さんのやり直し裁判で、無罪判決が確定し、福井女子中学生殺人事件で前川彰司さんの再審無罪が確定しました。両事件では、冤罪の構造的問題とともに、現行の再審制度の重大な問題点も明らかになりました。

問題点のひとつは、検察が捜査で集めた証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められますが、警察・検察に証拠を開示する義務はないとされています。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されましたが、再審における証拠開示には、何一つルールがありません。

問題点の二つ目は、再審開始決定に対する検察による不服申立（上訴）が許されていることです。袴田事件では、2014年に静岡地裁が再審開始決定を出してから、検察の不服申立によって再審開始決定の確定まで9年の時間を要しています。

このように、再審における①証拠開示制度の確立②検察官の上訴制限が、何ら罪のない人を救済するための喫緊の課題であり、また、裁判官によって審理の進め方に大きな差異があることから③再審における手続きの整備の必要性も強く求められています。

以上のことから、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するため、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を行うことを強く求めます。

- 一 再審における警察・検察が保管する証拠の開示制度の整備。
- 二 再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止の検討。
- 三 再審手続きの整備。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月26日

奈良県斑鳩町議会

以上をもちまして、発議第9号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書につきましての提案説明とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をいただき、原案どおり議決していただきますようお願い申しあげ

ます。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、発議第9号については、満場一致をもって可決されました。

本意見書は、関係機関に送付します。

次に、日程5. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願ひいたします。

次に、日程6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願ひします。

ここでお諮りします。

皆様のお手元に配布しております、追加日程3. 研修会への参加派遣についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程3を日程に追加し、審議することに決しました。

追加日程3. 研修会への参加派遣についてを議題とします。

研修会への参加派遣について、斑鳩町議会会議規則第130条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第19条の規定により、お手元に配布しております計画書のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、研修会への参加派遣については、満場一致をもって承認されました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和7年第4回町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてなど、22議案を提出させていただきましたところ、議員皆様方には、終始熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝申しあげますとともに、厚くお礼を申しあげます。

今年の夏も、記録的な猛暑が続き、ようやく暑さもひと段落ついたとはいえ、お疲れがたまっていることと存じます。議員皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛くださいますようお祈り申しあげまして、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって、令和7年第4回斑鳩町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時25分 閉会)